

本学学生と保護者の皆様へ
新型コロナウイルス感染症に関する学長メッセージその20

本学学生の皆さん、保護者の皆様、如何お過ごしでしょうか。

本学では9月21日に危機管理対策委員会を開催し、9月24日から10月28日までの5週間の新たな方針を決定しましたので、その内容をご説明します。

1) 感染の第5波は収束しています

新型コロナウイルス感染症は、感染力の強いインド型(δ (デルタ)株)が主体となり、従来よりも若い世代に感染が拡大して、県内外は過去最悪の状況に陥りました。しかし、幸いにも、首都圏では8月下旬から感染は収束に向かい、県内の状況も改善しています。

本学では7月5日からモデルナ製ワクチンの職域接種を開始し、9月初めに2回目の接種を終えました。学生の皆さんの接種率は82%、院生の皆さんは84%、教職員は90%で、大学全体では83%になります。本学では速やかにワクチンを入手し、看護、臨床技術、救急救命の各学科、医師免許をもつ教員、事務局等が一丸となって職域接種に対応しましたので、大きなトラブルもなく無事接種を終了することができたと考えています。新たに接種を希望する学生の皆さんには、開志専門職大学の職域接種に参加してもらっています。

ファイザー製やモデルナ製のワクチンの接種率は全国民の50%を超えましたが、 δ 株の基本再生産数が水ぼうそう並みに8前後とすると、集団免疫を獲得するにはまだ不十分と計算されます。基本再生産数とは、1人の感染者がこれまで感染者がない集団で生み出す二次感染者数の平均値で、実際に観察される実効再生産数とは異なります。この数値が1を下回れば、感染は消退していくこととなりますので、重要な指標です。新型コロナウイルスでは、 α 株までは2.5と推定されてきました。1人の感染者が2.5人に感染させるということですが、複雑な仮定を単純化して計算すると、国民の60%がワクチン接種を受ければ、基本再生産数は1を下回りますので、60%で集団免疫が達成できるということでした。しかし、現在流行している δ 株の基本再生産数は5とも8とも推定され、感染が非常に起きやすくなっています。同様に単純化すれば、この数値が5では80%、8では88%にワクチン接種による免疫獲得が、感染が治まるために必要となります。感染の主体が δ 株に変化したために、ゲームチェンジャーと期待された初代ワクチンの効果が低下してしまい、ワクチンさえ接種すれば大丈夫、とは言えなくなったのです。

ワクチンを接種する目的は、個人に対しては感染を予防し、発症を防ぎ、重症化を防ぐことです。現行のワクチンの δ 株に対する感染予防と発症予防については4割程度とされ、最初の流行株に対する9割台からは低下しています。しかし、重症化を防ぐ効果はまだ9割程度と高く保たれているとされています。効果は低下してきていますが、まだ重症化予防はできていることとなります。ワクチン接種のもう一つの重要な目的は、個人だけでなく、集団を守ることです。感染すると重症化し易い高齢者を感染から守ることとなります。今後の

新たな変異株によっては、現在のワクチンの重症化予防効果も突破されてしまう可能性がありますので、こうした変異株に有効な新たなワクチンを作り直すか、既存のワクチンでもある程度有効なのであればブースター（追加）接種を急ぐか、いずれかの対策が必要になります。

2) ワクチンを接種しても δ 株に感染しなくなるわけではありません

ワクチンを2回接種しても感染する場合をブレイクスルー感染と呼んでいますが、 δ 株ではこのブレイクスルー感染が少なからず発生しています。テレビのインタビューでは、11月からは政府が予定しているワクチンパスポート等を持てば、移動の制限がなくなり、旅行にも出かけられると受け止めている人が多いことがわかります。しかし、現在のワクチンの効果は、本人が重症化しにくくなっていることだけで、本人が δ 株に感染すること、ワクチン未接種の人たちに感染させてしまうことは十分防げないのです。ワクチンを接種した人たちへのブレイクスルー感染も防ぐことはできません。

繰り返しますが、感染の主体が δ 株に変わったために、2回のワクチン接種を終えても「これで安心！何をしても大丈夫！」とはならなくなったことを理解してください。7月19日から移動の規制を撤廃した英国では、 δ 株の感染拡大により再び感染者数が増加に転じ、9月に入ってから7日間の平均では1日120人以上の死者が出ています（日本の死者は同時期で約65人ですから、およそ2倍になります）。ワクチンを接種しても、 δ 株の感染は続いていて、その一部は重症化し、死者も増えてくるのです。これくらいの犠牲が出ることは想定し、それでも経済を回復させることを優先した対応ですが、感染症の専門家は危険な賭けであると反対しています。

欧米では9月の新学期から、医療関係者や公務員にワクチン接種を義務付ける動きが進んでいます。ワクチン接種を受けない場合には、毎週PCR検査を受けて陰性証明書を提出するよう求められます。新学期からの対面授業に出席する条件とする大学も多数あると報道されています。

一方、わが国では、ワクチン接種は努力規定であって任意です。厚労省が医療関係者や大学関係者を対象に限定し、予防接種法を改正して、接種を義務化するとは考えにくいですが、ワクチンには個人を守るとともに、社会を守るという大切な役割があります。「何となくワクチンが不安、心配」という皆さんには、これからもワクチンの重要性、効果、副反応などについて丁寧に説明して、アレルギー反応などの理由でワクチン接種を回避した方がよい人たち以外は、できる限りワクチン接種を受けてもらえるよう推奨を続けます。同時に、接種を受けないという判断をした人たちが医療福祉系の大学であるが故に、不利益を被ったり、差別を受けたりすることがないように、大学として皆さんの判断を尊重し、プライバシーを守ることを引き続き約束します。

たくさんの人たちが生活をともにしている大学で学んでいる皆さんなのですから、接種を受けた人たちも、受けていない人たちも、ともに他の人たちに感染させないという配慮が求められていることを意識しましょう。一人一人が新潟医療福祉大学生としての自覚を深め、「自らが感染しないための行動」を、また、常に自らが感染しているかもしれないとい

う意識の下に「他者に感染させないための行動」を今後もまだ2, 3年間は続けなければなりません。

3) 後期授業の開始に向けたお願いです

本学の学事暦では9月27日から後期授業が始まります。学生・院生の皆さんには授業開始の14日前までに新潟に戻り、健康観察を始めていただくようお願いしました。PCR検査を受ければ、「14日ルール」を短縮できるのですが、PCR検査の予約が込み合い、皆さんの希望通りには入らない状況のため、「14日ルール」での対応を優先しています。これからもPCR検査は必要な時には迅速に実施できなければなりませんので、冬季に予想される感染の再拡大に間に合うよう、本学独自の検査室を整備する計画を進めているところです。

後期も前期と同様に、講義は原則メディアを利用し、実習・演習は原則対面で実施します。メディアを利用した講義でも、週1, 2回は登校して対面式で実施できるようにしています。対面式授業に備えて、毎日健康チェックを行い、行動履歴を記録してください。

今後も県外に移動する場合は必ず「県外移動届」を提出し、新潟に戻ってからは「14日ルール」に従ってください。「14日ルール」を守れない場合は、PCR検査の受検予約を済ませてから行動してください。希望する日にPCR検査の予約が取れない場合もありますので、必ず事前に調整してください。

本学では、7月に県外者との会食から感染する事例が続きました。会食・カラオケは最も感染リスクが高い行動です。普段一緒に食事をしている人たち以外との会食は避けてください。同じく感染リスクが高いアルバイト活動は引き続き自粛し、やむを得ない場合は感染防御対策を徹底して対応してください。「コロナ慣れ」や「コロナ疲れ」が指摘されていますが、引き続き感染対策が必要であることを理解してください。11月1日以降の国の新方針が示された場合に備えて、10月下旬に改めて危機管理対策委員会を開催し、大学としての対応を決定しますので、大学からの情報には注意してしてください。

4) 本学の基本ルールの再確認をお願いします

かねてから示している本学における基本的感染防御対策を再掲します。

- (1) 会食・カラオケを回避すること、
- (2) マスクを常に装着し、口・鼻に触れないこと、
- (3) 健康観察記録と行動記録を毎日継続すること、

の3項目です。エアロゾル感染を防ぐためには、会食やカラオケを回避し、常にマスクを着けていることが特に重要です。

この基本方針に加えて、今回の危機管理対策委員会で決定した方針は以下の通りですので、改めて確認してください。

- ・9月30日まで緊急事態宣言（北海道、東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、静岡、愛知、三重、岐阜、滋賀、京都、大阪、兵庫、広島、福岡、沖縄）、およびまん延防止等重点措置（宮城、福島、石川、岡山、香川、熊本、宮崎、鹿児島）を実施中の自治体への移動は禁止、その他の県への移動、および新潟県内での移動は引き続き強く自粛を

求めますが、国や県の新指針が示されれば、本学の基本方針を改めて検討します

- ・ワクチン接種率が向上しても、 δ 株による感染の抑止は困難なため、従来の感染防御対策は今後も2、3年は継続する必要があります
- ・ワクチン接種を受けた教員・学生に対する入構規制の緩和については、感染力の強い δ 株が感染の主体となって、ブレークスルー感染が多発しており、学内の17%がワクチン未接種であるため、当面は見送ります
- ・県外に移動する場合は、必ず「県外移動届」を学生課に提出し、新潟に戻ってからは「14日ルール」を守ってください（PCR検査により「14日ルール」は短縮できます）
- ・PCR検査の費用は、大学が必要と認めた場合には、従来通り大学が負担します（「PCR検査受検運用ガイドライン」改訂版を参照してください）
- ・保健所等から濃厚接触者としてPCR検査を指示された場合、家庭やアルバイト先などで感染者や濃厚接触者が確認された場合、あるいは感染が不安な場合は、一人で悩むことなく、速やかに学科担当教員・学生課に連絡し、指示を仰いでください
- ・PCR検査陽性者のプライバシーを守ること、偏見や差別、誹謗中傷から守ることを大学として徹底します（PCR陽性者が復学する場合は、プライバシーを保護し、円滑に復学できるよう配慮します）
- ・学内に入構する場合は、マスクとネームプレートを装着し、各棟に設置されているサーマルカメラ（非接触型体温測定器）で体温をチェックしてください
- ・発熱などの症状がある場合は入構を禁止します（所属学科と学生課に報告し、自宅待機するとともに、医療機関に受診してください）
- ・対面式の実習は「対面授業実施ガイドライン」、「施設管理ガイドライン」、「学科ガイドライン」に則って行われますので、必ず教員の指示に従って行動してください
- ・感染リスクが高いアルバイト活動（特に居酒屋など、飲食や接待を伴う場合）は、引き続き自粛し、やむを得ない場合は感染防御対策に細心の注意を払ってください
- ・サークル活動やボランティア活動は活動計画書を守り、感染防御対策を徹底してください
- ・会食が感染の最大のリスクとなることから、学内外を問わず、懇親会、コンパへの参加、学生寮やアパートでの複数による飲み会や会食、バーベキューなど、普段一緒に生活している家族以外との会食は控えてください
- ・学生食堂では「黙食（食事中は会話をしない）」、通学バスでは「黙乗（乗車中は会話をしない）」、その他の場面でも会話の時はマスク着用を徹底してください
- ・車に同乗する際は必ずマスクを着用し、車内で飲食をせず、換気を繰り返してください
- ・臨床心理士等による相談を受けられますので、一人で悩まず学生課に連絡してください

本学の学費に関する支援制度については、本学ホームページに学生支援機構を始めとする各種の奨学金制度をご紹介します（<https://www.nuhw.ac.jp/applicant/campus/school/>）。また、学費の延納や分納のご相談にもお答えしていますので、学生課に相談してください。図書館は平日の閉館時間を19時半から21時に延長します（週末と祝祭日の閉館時間は19時半です）。図書館の学習支援センターも利用できますので、ホームページで

確認して直接申し込んでください。就職に関する相談、面接の模擬練習に関する相談等も、全てオンラインでできます。どんなことでも、何か悩みを感じている皆さんは、遠慮なく各学科の担当教員や学生課に相談してください。

繰り返しになりますが、この期間も本学学生としての自覚を深め、分別ある、慎重な行動を続けてください。皆さんのご協力を宜しくお願いします。

また、保護者の皆様には、本学の現状をご理解いただきまして、学生教育に今後も変わらぬご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年9月23日

新潟医療福祉大学学長 西澤 正豊